

旅客営業規則 第132条 列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方【新旧対照表】
 【2021年7月1日より適用】

改 正	現 行
〔列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方〕 第132条 旅客（定期券を使用する旅客を除く。）は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合は、第133条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第134条の規定による無賃送還又は旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額のいもどしを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取扱いを請求することができない。 (1) 列車が運行不能となったとき。 (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるとき又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。 2 旅客は、前項又は第152条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第133条から第138条又は第152条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。 3 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合、<u>車両の故障等又は第152条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたこと</u>により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。	〔列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方〕 第132条 旅客（定期券を使用する旅客を除く。）は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合は、第133条の規定によって定める日数の乗車券の通用期間の延長、第134条の規定による無賃送還又は旅行を中止して既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、回数券を使用する旅客は、無賃送還以外の取扱いを請求することができない。 (1) 列車が運行不能となったとき。 (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき若しくは欠くことが確実であるとき又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき。 2 旅客は、前項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第133条から第138条に定める取扱いに限って請求することができる。 3 旅客は、列車の運行不能若しくは遅延が発生した場合又は車両の故障等により列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

※下線部が改正箇所です。

旅客営業規則 第 152 条 手回り品及び持込禁制品【新旧対照表】

【2021 年 7 月 1 日より適用】

改 正	現 行
〔手回り品及び持込禁制品〕 第152条 旅客は、第153条又は第154条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持込むことができない。 (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれのないよう梱包された物を除く。） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用しないとおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。） (4) 死体 (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第153条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第154条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの （注）別表第4号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 前項ただし書<u>第1号又は第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、</u>旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。 <u>3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。</u> <u>4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき（第1項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第132条第1項の取扱いを選択のうえ請求することができる。</u> <u>5 第2項及び第3項の規定による手回り品の内容の点検を求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。</u> <u>6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。</u>	〔手回り品及び持込禁制品〕 第 152 条 旅客は、第 153 条又は第 154 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持込むことができない。 (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれのないよう梱包された物を除く。） (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用しないとおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。） (4) 死体 (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第 153 条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第 154 条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。） (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの (7) 車両を破損するおそれがあるもの （注）別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。 2 旅客が、手回り品中に危険品又は前項但書第2号の規定による物品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。 3 (新 設) 4 (新 設) 3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。 (項 番 変 更) 6 (新 設)

※下線部が改正箇所です。

旅客営業規則 第 154 条 有料手回り品及び普通手回り品料金【新旧対照表】

【2021 年 7 月 1 日より適用】

改 正	現 行
〔有料手回り品及び普通手回り品料金〕 第 154 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車内に持込むことができる。 (1) <u>他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの</u> (2) <u>専用</u>の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの 2 前項のほか、当社が特に持込みを承認したもの 3 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに 1 個について 280 円とする。 (注 1) 連絡運輸の場合における小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）を車内に持込ませるときは、本条第 1 項第 1 号及び第 2 号による。 (注 2) 連絡運輸の場合の手回り品料金は、各運輸機関を通じ、旅客 1 回の乗車ごとに 1 個について 280 円とする。 (注 3) 旅客は、当社において有料の取扱いを受けた手回り品を持って、大阪市高速電気軌道株式会社及び京都市交通局に乗車することはできない。	〔有料手回り品及び普通手回り品料金〕 第 154 条 旅客は、小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第 1 項に規定する制限内である場合に限り、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車内に持込むことができる。 (1) 長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が 90 センチメートル程度の容器に収納したもので、且つ、他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるもの (2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの 2 前項のほか、当社が特に持込みを承認したもの 3 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに 1 個について 280 円とする。 (注 1) 連絡運輸の場合における小犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）を車内に持込ませるときは、本条第 1 項第 1 号及び第 2 号による。 (注 2) 連絡運輸の場合の手回り品料金は、各運輸機関を通じ、旅客 1 回の乗車ごとに 1 個について 280 円とする。 (注 3) 旅客は、当社において有料の取扱いを受けた手回り品を持って、大阪市高速電気軌道株式会社及び京都市交通局に乗車することはできない。

※下線部が改正箇所です。